

# 個別施策の状況について

## 山形県認知症施策推進計画

認知症の人が家族等とともに住み慣れた地域で希望をもって  
自分らしく暮らし続けることができる共生社会の実現



県内にお住まいの若年性認知症の方が撮影された写真です。

令和7年3月

山形県

## 計画目標

認知症の人が家族等とともに住み慣れた地域で  
希望をもって自分らしく暮らし続けることができ  
る共生社会の実現

## 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5か年計画

< 3つの施策の柱9つの取組、**県民**・**医療介護**・**地域**の3つの視点 >

## 第1の柱 認知症の正しい理解の推進

- 1 認知症に対する正しい知識の普及促進
- 2 認知症予防の推進
- 3 相談体制の充実強化

県民

## 第2の柱 医療と介護分野の対応力強化

- 1 早期診断・早期治療のための医療提供体制の整備
- 2 重症化予防のための介護提供体制の整備
- 3 保健医療福祉の有機的な連携の確保

医療  
介護

## 第3の柱 認知症の人と家族にやさしい共生地域づくり

- 1 認知症の人の社会参加の推進及び家族等への支援
- 2 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
- 3 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

地域

共生社会の実現を推進するための基盤である基本的人権及びその尊重についての理解を推進する。そのうえで、「新しい認知症観」の普及が促進されるよう、認知症の本人発信を含めた情報発信により、県民一人一人が認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深めるための施策を推進する。

### **取組1 認知症に対する正しい知識の普及促進**

- (1) 学校教育及び社会教育における認知症の正しい理解の推進
- (2) 認知症に対する正しい理解に向けた広報・啓発
- (3) 早期診断・重症化予防の啓発

### **取組2 認知症予防の推進**

- (1) 健康づくりの推進
- (2) 地域における人との繋がりへの促進
- (3) 高齢者の社会参加の促進

### **取組3 相談体制の充実強化**

- (1) 認知症相談・交流拠点における相談機能の充実強化
- (2) 若年性認知症の人への支援の充実強化
- (3) 認知症カフェにおける効果的な取組みの推進

1 施策の推進方向（計画抜粋）

**（1）学校教育及び社会教育における認知症の正しい理解の推進**

- 新しい認知症観を広めるため、市町村、関係団体等と一体となって認知症サポーターの養成を引き続き推進する。
- 県教育委員会と連携しながら、小中学校における認知症サポーターの養成のための働きかけを行うとともに、高等学校における認知症サポーターの養成に向け、県と市町村が連携した体制整備を行う。
- 大学生や専門学校生に向けた認知症の啓発にあたっては、認知症カフェを実施する大学生と連携する等若い世代の視点を取り入れる。
- 公共交通機関、小売業者、金融機関その他の日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスを提供する事業者に対し、サービスを提供するにあたって、その事業の遂行に支障のない範囲内において、認知症の人に対し必要かつ合理的な配慮をする努力義務が責務として定められたことを踏まえ、県との間で包括連携協定を締結した企業への働きかけを実施する。
- キャラバン・メイトの養成研修の実施にあたっては、認知症の人と家族等の希望を十分に尊重することを前提に、認知症の人が養成研修における講師役やサポート役として参画することを推進する。

## 1 施策の推進方向（計画抜粋）

### (2) 認知症に対する正しい理解に向けた広報・啓発

- 基本法において、市町村認知症施策推進計画の策定が努力義務とされたことを踏まえ、市町村における計画策定のための取組みを支援する。
- 県広報紙、県政テレビ、パンフレットやホームページ等を活用して認知症に関する啓発を行う。
- 認知症の日（9月21日）及び認知症月間（9月）において、県内のランドマークとなる建築物を認知症のシンボルカラーのオレンジ色にライトアップする「オレンジライトアップ」の取組み等を周知することや県立図書館等における認知症企画展の開催、関係団体が開催する各種イベントを実施する。
- やまがた認知症カフェ通信を引き続き発行し、県内の認知症カフェに関する情報を周知する。
- 「認知症希望大使」の存在を周知するとともに、認知症の本人と家族等の希望を十分に尊重することを前提に「やまがた共生オレンジ大使」の任命も含めた本人発信を支援するための取組みを推進する。

### (3) 早期診断・重症化予防の啓発

- 県民に対する認知症の早期診断及び重症化予防の啓発にあたっては、医師を始めとする専門職の協力を得ながら、県や市町村等関係機関が取り組む。
- 認知症予防の日（6月14日）において、二次予防及び三次予防の重要性を啓発するため、多様な媒体を活用した広報活動による啓発を推進する。

## 2 令和7年度の県の取組状況

### (1) 学校教育及び社会教育における認知症の正しい理解の推進

- ・ 県職員向け認知症サポーター養成講座の開催
- ・ キャラバン・メイト養成研修会の開催（県内2会場）※やまがた共生オレンジ大使のメッセージ動画を上映
- ・ 健康意識の向上や自発的な健康づくりを応援するイベント「やまがた健康フェア2025」にて東北文教大学との協同により認知症に関するブース（クイズ、チラシ配布等）を出展

### (2) 認知症に対する正しい理解に向けた広報・啓発

- ・ 市町村認知症施策担当課長会議の開催（県計画の内容や県・市町村の連携により取り組む内容について説明の上、認知症の人と家族の会山形県支部 世話人代表の五十嵐元徳氏より、市町村計画策定に資する「当事者が求める地域づくり」等について講演）
- ・ やまがた共生オレンジ大使（認知症希望大使）の任命、活動支援（P10参照）
- ・ 県政広報テレビ「やまがたサンデー5」にて認知症に関するテーマを放送（P11参照）
- ・ 世界アルツハイマーデー（9月21日）及び世界アルツハイマー月間（9月）における各種啓発活動の実施（フェイスブック・Xによる周知、県庁舎内におけるのぼり旗・ポスターの掲示、県立図書館における企画展示）（P12参照）
- ・ 山形ビックウイングにて「やまがた認知症シンポジウム2025」を開催（P13参照）
- ・ やまがた認知症カフェ通信の発行（県ホームページ掲載）
- ・ 県広報誌「県民のあゆみ」にて認知症疾患医療センターや認知症・相談交流拠点「さくらんぼカフェ」の周知
- ・ 認知症の人や家族、支援者、地域住民などが一緒にタスキをつなぎながら走る「RUN伴」の支援（後援）
- ・ 2025年度「認知症の日」（世界アルツハイマーデー）記念講演会の支援（後援）
- ・ 第27回日本正常圧水頭症学会学術集会（天童市民公開講座）の支援（後援）

2 令和7年度の県の取組状況

(3) 早期診断・重症化予防の啓発

- ・ 認知症予防の日（6月14日）における啓発（フェイスブック・X投稿）
- ・ 山形ビックウイングにて「やまがた認知症シンポジウム2025」を開催（再掲）

3 目標指標

評価目標項目	策定時 R5年度	R6年度	直近の実績 R7.9月末時点	目標 R11年度
認知症サポーター の養成数(累計)	174,741人	179,059人	184,998人	220,000人

※本県の総人口に占める割合（メイト＋サポーター）は全国6位

※総人口1万人当たりの講座開催回数は全国5位

評価目標項目	策定時 R5年度	R6年度	直近の実績 R7年度	目標 R11年度
認知症の人が参画した キャラバン・メイト養成 研修の開催回数(累計)	—	—	※1回	4回

※キャラバンメイト養成研修は県内2会場で共通の研修カリキュラムにより実施しているため、令和7年度実施分を1回として計上する。

## 4 課題

- 「新しい認知症観」をはじめ、認知症に関する普及・啓発を更に推進する必要がある。
- 幅広く認知症に対する知識を普及するため、企業・団体及び学校等での認知症サポーターの養成を推進する必要がある。
- 更なる本人発信を支援するために、やまがた共生オレンジ大使を任命し、キャラバン・メイト養成研修への参画を推進する必要がある。

## 5 令和8年度の主な取組内容

- 引き続き、県民への啓発では、若年層向けの普及を効果的に行うため、SNS等の広報媒体を活用する。また、県立図書館と連携し、認知症月間に認知症に関する企画展示を行う。
- 企業、団体、教育機関等を対象に、個別訪問による認知症に対する理解の促進のための研修会を実施する。
- 市町村認知症施策推進計画の策定を推進するために、市町村の認知症施策担当者向けの会議を開催する。
- 引き続き、市町村に対しやまがた共生オレンジ大使の候補者の推薦を依頼し、大使のキャラバン・メイト養成研修への参画を推進する。

6 参考：やまがた共生オレンジ大使の活動

【令和7年3月25日 任命式の様子】



写真左側：及川昌秀さん



【令和7年4月～12月 「やまがた共生オレンジ大使」活動実績】

市町村等が行う認知症普及啓発活動に大使ならびに支援者が計5回参加し、講演等を行った。

【参加者の声】

- ・ 家族や周囲で認知症になることがあっても、サポートしたい。暗くなることなく、認知症になってもできること、楽しむことを意識したい。
- ・ おかしいなと思ったら、早めに受診することが大事なことを切実に話されよく伝わった。
- ・ 当事者同士、家族会のアドバイスが力になることがわかった。

## 6 参考：県の広報・啓発活動①

令和7年9月14日 山形県X掲載

 山形県   
@pref\_yamagata

【県政テレビ情報☆やまがたサンデー5（山形放送）】

9月は #認知症月間

県では、山形県認知症施策推進計画を策定し、  
認知症の方と家族にやさしい  
地域の共生社会づくりを推進しています ▶

今回は認知症に関する正しい知識と  
認知症の方への理解を深めるとともに、  
認知症の方とその家族を支える  
地域の活動を紹介します♥

本日14日、午後5時15分から、ぜひお見逃しなく！

#やまがたサンデー5

**YouTube：山形放送公式チャンネル**

[https://www.youtube.com/watch?v=K\\_SuO19qGIY&list=PL3oiETpp35hWfNQKN6UQfh9k6leYY\\_qDi&index=8](https://www.youtube.com/watch?v=K_SuO19qGIY&list=PL3oiETpp35hWfNQKN6UQfh9k6leYY_qDi&index=8)



### 【構成】

- ①認知症の正しい知識・認知症の方との接し方等について（佐藤病院認知症疾患医療センター）
- ②やまがた共生オレンジ大使について（大使の及川氏と奥様へインタビュー）
- ③オレンジガーデニングプロジェクト米沢（グループホーム成島園にて花の植え付け）

## 6 参考：県の広報・啓発活動②

令和7年9月2日 山形県X掲載



9月21日は [#認知症の日](#)

9月は [#認知症月間](#)

9月中、県内では認知症に関する様々な催しが行われます。

9月23日（火・祝）、山形ビッグウイングにて「やまがた認知症シンポジウム」を開催、パネルディスカッションでは、パネラーとして [#ハリー杉山](#) さんが登壇！

また、文翔館や上山城などの建築物を、認知症のシンボルカラーであるオレンジ色に彩る、「オレンジライトアップ」が行われます。

誰もが認知症になり得る時代です。この機会に、認知症についての正しい知識を学び、認知症の人に関する正しい理解を深めましょう。

県庁舎内のぼり旗提示



県立図書館展示



## 6 参考：県の広報・啓発活動③

**やまがた認知症シンポジウム2025**  
 ～ 知ることから始めよう。共に生きる地域の未来～

日時 令和7年 9月23日 火祝  
 14:00～16:30

場所 山形ビッグウイング 入場無料

基調講演 栗田 圭一 氏  
 パネルディスカッション ハリー杉山 氏

誰もが認知症になり得る時代です。認知症を自分ごととして理解し、自分自身やその家族が認知症であることを周囲に伝え、自分らしい暮らしを続けていくためにはどうすべきか、考える時代がきています。このシンポジウムでは「新しい認知症観」や認知症についての正しい知識を学び、認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に向けてできることを皆さんと一緒に考えていきます。

主催 山形県  
 山形県健康福祉部高齢者支援課  
 地域包括ケア推進担当  
 TEL:023-630-2197

QRコード



- 【プログラム】
- 基調講演（認知症介護研究・研修東京センターセンター長 栗田圭一氏）
  - パネルディスカッション（タレントのハリー杉山氏、認知症介護研究・研修東京センターセンター長 栗田圭一氏、五十嵐委員）
  - 映画「オレンジ・ランプ」特別上映

※参加者数…約130名

6 参考：市町村認知症施策推進計画の策定状況

※厚生労働省調査：認知症総合支援事業等実施状況調べ（令和7年4月1日現在）より

○計画内容の検討開始時期

- ・ 令和7年度中 10市町村
- ・ 令和8年度中 18市町村
- ・ 令和6年度以前 3市町村
- ・ 未定 4市町村

○計画開始時期（予定）

- ・ 第10期介護保険事業計画の計画期間から（令和9年度～） 30市町村
- ・ 第9期介護保険事業計画の計画期間から（令和6～8年度） 3市町村
- ・ 未定 2市町村

認知症施策推進基本計画（抜粋）

VI 推進体制等

1. 都道府県計画・市町村計画の策定等について

（都道府県・市町村における計画策定及び推進体制）

- 都道府県計画又は市町村計画の策定に当たっては、当該計画に定める内容が、介護保険事業（支援）計画等の既存の行政計画に定める内容と重複する場合、これらを一体のものとして策定することは差し支えないものとするなど、必要に応じて柔軟に運用できることとする。

## 1 施策の推進方向（計画抜粋）

### （1）健康づくりの推進

- 「第2次健康やまがた安心プラン」に基づき、運動習慣の定着や望ましい食生活の普及等による健康づくりを推進する。
- ウォーキングや体操等高齢者に適した運動の普及を推進する。

### （2）地域における人との繋がりへの促進

- 通いの場の担い手を支援する生活支援コーディネーターを養成するとともに、国立長寿医療研究センターが開発した「オンライン通いの場アプリ」や通いの場にデジタルを導入する場合の手引書の周知を図る。
- 市町村における介護予防活動や加齢性難聴の早期発見の取組みを支援するため、言語聴覚士等の専門職を派遣する事業を通じて介護・フレイル予防プログラムの普及を図る。
- 幅広い世代に対して、難聴に関する早期発見の取組みを推進するため、各種イベントや多様な媒体を活用した広報活動による啓発を推進する。

### （3）高齢者の社会参加の促進

- 高齢者が通いの場や生活支援の担い手として社会参加することができるよう、市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業の活性化に向けた取組みを推進する。
- 高齢者の豊富な経験や知恵を地域づくり等に生かし社会参画や社会貢献等に参加しやすい環境をつくるために、地域を豊かにする各種社会活動（スポーツ活動、文化活動、文化伝承活動、健康増進活動）の促進を図る。

## 2 令和7年度の県の取組状況

### (1) 健康づくりの推進

- アプリを活用したウォーキングWEB大会の開催※
- 県内各地域のウォーキングコースを巡るデジタルウォーキングスタンプラリーの実施※
- 減塩・ベジアップキャンペーンの実施（減塩・ベジアップのレシピ提供、商品販促）※
- 歯の健康と認知症に関する普及啓発のためのリーフレット作成・県ホームページ掲載※  
（※がん対策・健康長寿日本一推進課）

### (2) 地域における人との繋がりへの促進

- 生活支援コーディネーターの資質向上に向けた研修会の開催（R8.2月フォローアップとして情報交換会を開催予定）
- デジタルを活用した「通いの場」の手引書について、県ホームページでの掲載や市町村職員等の研修にて周知
- 「やまがた健康フェア2025」に以下の内容で参加
  - ①言語聴覚士会より難聴と聞こえのフレイル予防について講演
  - ②言語聴覚士による聞こえのチェックと相談会を実施

### (3) 高齢者の社会参加の促進

- 市町村が開催する通いの場リーダー研修会等に専門職を派遣し、介護・フレイル予防プログラムの実地指導
- 市町村職員や地域包括支援センター職員等を対象に短期集中予防サービスの研修を開催
- 山形県健康福祉祭（ときめきねんりんピック）の開催（スポーツ競技や美術展開催等）

## 3 目標指標

評価目標項目	策定時 R4年度	直近の実績 R5年度	目標 R11年度
通いの場への参加率	6.8%	7.3%	10%

※算出方法…通いの場の参加者実人数／高齢者（65歳以上）人口

## 4 課題

- 認知症予防には、高齢者本人やその周りの人が認知症の発症を遅らせることや発症リスクの低減に関心を持ち、定期的に運動することや、欠食防止・たんぱく質の摂取・会食機会の増加といった高齢期における望ましい食生活を心がけることが重要である。
- 通いの場等の普及状況について市町村間で差が生じており、普及の進まない市町村に更なる普及を促す必要がある。

## 5 令和8年度の主な取組内容

- 「第2次健康やまがた安心プラン」に基づき、運動習慣の定着や望ましい食生活の普及などによる健康づくりを推進する。
- 定期的な運動が認知症の発症リスクを低減することを踏まえ、ウォーキングや体操など高齢者に適した運動の普及を推進する。
- 引き続き介護・フレイル予防プログラムの普及を促進し、市町村を支援していく。
- 市町村における介護予防活動や加齢性難聴に係る取組みを推進するため、市町村職員向けに事業研修会を開催する。

## 1 施策の推進方向（計画抜粋）

### （1）認知症相談・交流拠点における相談機能の充実強化

- 当事者団体と連携し、認知症の本人同士やその家族等が交流できるスペースの設置や出張交流会の開催により、認知症の人の精神の安定や介護者の精神的負担の軽減を図る。
- 市町村が作成した認知症ケアパスを収集し、県ホームページによる周知を図るとともに、相談対応における参考資料として活用する。

### （2）若年性認知症の人への支援の充実強化

- 若年性認知症支援コーディネーターを引き続き配置し、ワンストップのきめ細かな相談により、医療・福祉・就労の総合的な支援を行う。
- 若年性認知症の人に対して発症初期から高齢期まで本人の状態に合わせた適切な支援が図られるよう、若年性認知症自立支援ネットワーク会議の開催により、認知症の各支援機関をはじめ、医療・介護・福祉関係や経済団体等との連携を強化する。
- 若年性認知症支援コーディネーターと認知症地域支援推進員の更なる連携を図る観点から、若年性認知症自立支援ネットワーク会議の開催や各種研修会により、市町村における若年性認知症施策の推進を支援する。
- 認知症疾患医療センターとも連携しながら、若年性認知症のつどい「なのはな」を開催する。

### （3）認知症カフェにおける効果的な取組みの推進

- 認知症カフェの知名度の向上に向けて、各種広報媒体を用いて啓発を推進する。
- 県内4地域で開催する情報交換会等において効果的な取組みの紹介し、各地の認知症カフェの活性化とともにカフェ運営者間のネットワークの構築を図る。
- 認知症地域支援推進員の資質向上に向けた研修受講を引き続き支援する。

## 2 令和7年度の県の取組状況

### (1) 認知症相談・交流拠点における相談機能の充実強化

- 「さくらんぼカフェ」における相談対応、交流スペースの設置
- 「さくらんぼカフェ」の出張交流会の開催
- 市町村が作成した認知症ケアパスについて県ホームページに掲載

### (2) 若年性認知症の人への支援の充実強化

- 「さくらんぼカフェ」内への若年性認知症支援コーディネーターの配置
- 若年性認知症自立支援ネットワーク会議の開催
- 若年性認知症の人と家族のつどい「なのはな」の交流の場の提供

### (3) 認知症カフェにおける効果的な取組みの推進

- やまがた認知症カフェ通信の発行（奇数月）（再掲）
- 認知症カフェ運営者の情報交換会の実施（県内4地域）
- 県内の認知症カフェの開設状況について県ホームページ掲載
- 認知症地域支援推進員研修の受講支援（10人（なお、修了は県費負担外受講者を含め34人））

※令和6年度の「さくらんぼカフェ」の活動状況はP21～P22参照

## 3 目標指標

- 設定なし

## 4 課題

- 市町村が作成した認知症ケアパスがより活用されるように、地域の住民、医療・介護関係者等への周知が必要である。
- 県内の認知症カフェの知名度向上のために、普及・啓発を更に推進する必要がある。
- 引き続き、認知症の人やその家族等が気軽に相談・交流できるように、「さくらんぼカフェ」及び若年性認知症支援コーディネーター等の周知をする必要がある。
- 若年性認知症の人を支援するため、引き続き、関係機関との連携を進めていく必要がある。
- 認知症の人とその家族等を支援する相談業務等を実施する認知症地域支援推進員の資質向上を継続して図っていく必要がある。

## 5 令和8年度の主な取組内容

- 市町村に対して、認知症ケアパスの内容更新と住民への積極的な周知を促していく。
- 市町村と連携して認知症ケアパスの更新について県ホームページ等で情報発信していく。
- 「さくらんぼカフェ」における電話や面談での個別相談や出張交流会を引き続き実施していくとともに、県民に対する相談窓口の認知度向上を図るため、引き続き県ホームページへの掲載や各種会議の場等での周知を行っていく。
- 県内の認知症カフェの開設状況を適宜更新し、県ホームページ等で情報発信していく。
- 若年性認知症の人を支援するために、ネットワーク構築のための会議を引き続き開催する。
- 引き続き、認知症地域支援推進員の研修について受講を支援をする。

## 6 参考：令和6年度 認知症・相談交流拠点「さくらんぼカフェ」の活動状況①

### 業務内容

- ・ 電話相談、面接相談
- ・ 本人及び家族等の交流スペース（さくらんぼカフェ）の設置
- ・ 出張交流会の開催（8回程度）
- ・ 若年性認知症支援コーディネーターの配置
- ・ 若年性認知症の人の支援に関わる者のネットワークの調整
- ・ その他（広報活動等）

### 相談時間

毎週月曜日から金曜日まで(祝日、年末年始除く)の12時から16時まで(4時間)

### 〈相談件数〉

相談区分	電話	面接	その他 (文書等)	合計
一般	163件	83件	5件	251件
若年性	183件	102件	18件	303件
合計	346件	185件	23件	554件

### 〈交流スペース利用者延人数〉

利用区分	利用人数
認知症（本人）	12人
認知症（家族）	41人
若年性（本人）	38人
若年性（家族）	80人
支援者	774人
一般住民	27人
合計	972人

6 参考：令和6年度 認知症・相談交流拠点「さくらんぼカフェ」の活動状況②

〈出張交流会開催状況〉

イベント名（市町村）		開催日	参加人数
村山	「認知症カフェ」運営者等情報交換会 村山ブロック（山形市）	R6. 6. 20	26人
	「認知症カフェ」運営者等情報交換会 オンライン（山形市）	R7. 1. 16	68人
最上	「認知症カフェ」運営者等情報交換会 最上ブロック（新庄市）	R6. 7. 4	9人
	出張交流会（戸沢村）	R6. 10. 16	33人
置賜	「認知症カフェ」運営者等情報交換会 置賜ブロック（長井市）	R6. 8. 1	22人
	出張交流会（米沢市）	R6. 9. 21	13人
庄内	「認知症カフェ」運営者等情報交換会 庄内ブロック（三川町）	R6. 8. 29	14人
	出張交流会（鶴岡市）	R6. 10. 1	26人

認知症の人が居住する地域に関わらず、自らの意向が十分に尊重され、望む場で質の高い保健医療及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく利用できるように、地域の実状に応じたサービス提供体制と連携体制を整備し、人材育成を進めるための施策を推進する。

### **取組1 早期診断・早期治療のための医療提供体制の整備**

- (1) 医療従事者の認知症対応力の向上
- (2) 認知症疾患医療センターを核とした医療提供体制の整備

### **取組2 重症化予防のための介護提供体制の整備**

- (1) 介護従事者の認知症対応力の向上
- (2) 介護人材の確保・定着及び生産性の向上

### **取組3 保健医療福祉の有機的な連携の確保**

- (1) 地域包括支援センターの総合的な対応力の向上
- (2) 在宅医療・介護連携の推進

## 1 施策の推進方向（計画抜粋）

### （1）医療従事者の認知症対応力の向上

- 認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医からの認知症診断等に関する相談に応じ、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医の養成を進める。
- 認知症サポート医養成研修やかかりつけ医認知症対応力向上研修を受講した医師に向けて、新たに認知症サポート医フォローアップ研修を実施する。

### （2）認知症疾患医療センターを核とした医療提供体制の整備

- 政府の認知症疾患医療センターのあり方の検討を踏まえて対応するとともに、アルツハイマー病の疾患修飾薬を投与する認知症疾患医療センターにおける相談体制を強化する。
- 地域の認知症診療や医療連携の中心的な役割を果たすため、認知症疾患医療センターが引き続き医療連携協議会や専門職に向けた研修会を開催する。
- かかりつけ医から認知症疾患医療センターへ紹介する体制を整備するとともに、認知症疾患医療センターを通じて高度な医療につなげる体制整備を推進する。

## 2 令和7年度の県の取組状況

### （1）医療従事者の認知症対応力の向上

- 認知症サポート医養成研修の受講支援（7人（全員修了））
- かかりつけ医認知症対応力向上研修の開催（申込92人 修了人数集計中）
- 認知症サポート医フォローアップ研修の開催（申込21人 修了人数集計中） ※初開催
- 歯科医師等認知症対応力向上研修の開催（修了40人）
- 薬剤師認知症対応力向上研修の開催（修了52人）
- 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修の開催（修了39人）
- 看護職員認知症対応力向上研修の開催（修了106人）

2 令和7年度の県の取組状況

(2) 認知症疾患医療センターを核とした医療提供体制の整備

- 認知症疾患医療センターの運営及び認知症疾患医療センターにおける認知症疾患医療連携協議会及び研修会の開催（P28～P32参照）
- 認知症疾患医療センター担当者意見交換会の開催（相談対応職員等との情報共有）

3 目標指標

評価目標項目	策定時 R5年度	直近の実績 R6年度	R7年度	目標 R11年度
かかりつけ医認知症対応力向上研修、認知症サポート医養成研修及び認知症サポートフォローアップ研修受講者数(累計)	667人	780人	※集計中	880人

※R7かかりつけ医認知症対応力向上研修…申込92人 修了人数集計中

※R7認知症サポート医養成研修…修了7人

※R7認知症サポート医サポート医フォローアップ研修…申込21人 修了人数集計中

## 第2の柱 取組1 早期診断・早期治療のための医療提供

### 3 目標指標

評価目標項目	策定時 R5年度	R6年度	直近の実績 R7年度	目標 R11年度
歯科医師等認知症対応力向上研修受講者数(累計)	344人	387人	427人	520人
評価目標項目	策定時 R5年度	R6年度	直近の実績 R7年度	目標 R11年度
薬剤師認知症対応力向上研修受講者数(累計)	406人	452人	504人	580人
評価目標項目	策定時 R5年度	R6年度	直近の実績 R7年度	目標 R11年度
病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修及び看護職員(師長等)認知症対応力向上研修受講者数(累計)	2,619人	2,801人	2,946人	3,300人

※R7病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修…修了者39人

※R7看護職員(師長等)認知症対応力向上研修…修了者106人

### 4 課題

- ・ 認知症の人と接する機会が多い医療従事者に対し継続して各研修を実施する必要がある。
- ・ 認知症の人に対する相談・診断等の対応を効果的・効率的に提供する必要がある。
- ・ 厚生労働省の認知症疾患医療センター運営事業実施要綱より、認知症疾患医療センターにおけるアルツハイマー病の抗アミロイドβ抗体薬に係る治療・相談支援等の機能が期待されている。
- ・ アルツハイマー病の抗アミロイドβ抗体薬の投与体制を整備している一部医療機関に相談や診療希望者が集中し、人員・病床確保等の負担が生じている。

### 5 令和8年度の主な取組内容

- ・ 医療従事者が質の高い研修を受講できるように、県医師会等各関係機関との協力体制を強化し、併せて研修受講者の増加に向けた取組みを推進する。
- ・ 研修を受講した認知症サポート医・かかりつけ医・歯科医師・薬剤師について、県ホームページに公表し、地域における活動の機会を推進する。
- ・ 引き続き国庫補助を活用して認知症疾患医療センターの機能の充実を図る。
- ・ 医療機関にとって適切な医療提供体制の構築に資するように、また、認知症本人やその家族等にとって容易に医療機関を検索・選択できるように、県内における抗アミロイドβ抗体薬の投与可能医療機関（認知症疾患医療センター以外の病院、診療所を含む）の同意に基づく公表に向け情報収集を行う。（公表内容、周知方法も併せて検討）

6 参考：県の認知症疾患医療センター

指定期間：令和7年度～令和9年度

【認知症疾患医療センター】

認知症についての専門医療相談、認知症であるかどうかの診断、認知症の治療を行う医療機関として、県内5カ所の病院を「認知症疾患医療センター」に指定しています。

日本海総合病院認知症疾患医療センター  
TEL 0234-26-2001  
住所 酒田市あきほ町30

【地域型】

PFC HOSPITAL 認知症疾患医療センター  
TEL 0233-22-2125  
住所 新庄市大字福田806

【地域型】

篠田総合病院認知症疾患医療センター  
TEL 023-623-1711  
住所 山形市桜町2-68

【地域型】

佐藤病院認知症疾患医療センター  
TEL 0238-43-6040  
住所 南陽市柵塚948-1

【地域型】

国立病院機構山形病院認知症疾患医療センター  
TEL 023-684-5566  
住所 山形市行才126-2

【連携型】



# 第2の柱 取組1 早期診断・早期治療のための医療提供

## 6 参考：認知症疾患医療センター運営事業（厚生労働省ホームページより）

- ・認知症疾患に関する鑑別診断や医療相談を行うほか、地域での認知症医療提供体制の構築を図る事業（H20年度創設）
- ・本人や家族に対し今後の生活等に関する不安が軽減されるよう行う「診断後等支援」や、都道府県・指定都市が行う地域連携体制の推進等を支援する「事業の着実な実施に向けた取組」なども実施
- ・実施主体：都道府県・指定都市（病院または診療所を指定）
- ・設置数：全国に514力所（令和7年11月現在）

		基幹型Ⅰ	基幹型Ⅱ	地域型	連携型	
主な医療機関		総合病院、大学病院等		精神科病院、一般病院	診療所、一般病院	
設置数（令和7年8月現在）		17力所	5力所	387力所	105力所	
基本的活動圏域		都道府県圏域		二次医療圏域		
専門的医療機能	鑑別診断等	認知症の鑑別診断及び専門医療相談				
	人員配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門医又は鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師（1名以上）</li> <li>・臨床心理技術者（1名以上）</li> <li>・精神保健福祉士又は保健師等（2名以上）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門医又は鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師（1名以上）</li> <li>・臨床心理技術者（1名以上）</li> <li>・精神保健福祉士又は保健師等（2名以上）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門医又は鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師（1名以上）</li> <li>・看護師、保健師、精神保健福祉士、臨床心理技術者等（1名以上）</li> </ul>
	検査体制（※他の医療機関との連携で可）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CT</li> <li>・MRI</li> <li>・SPECT（※）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・CT</li> <li>・MRI（※）</li> <li>・SPECT（※）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・CT（※）</li> <li>・MRI（※）</li> <li>・SPECT（※）</li> </ul>
	BPSD・身体合併症対応	救急医療機関として空床を確保		急性期入院治療を行える他の医療機関との連携で可		
	医療相談室の設置	必須				-
地域連携拠点機能		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域への認知症に関する情報発信、普及啓発、地域住民からの相談対応</li> <li>・認知症サポート医、かかりつけ医や地域包括支援センター等に対する研修の実施</li> <li>・地域での連携体制強化のための「認知症疾患医療センター地域連携会議」の組織化 等</li> </ul>				
診断後等支援機能		<ul style="list-style-type: none"> <li>・診断後等の認知症の人や家族に対する相談支援や当事者等によるピア活動や交流会の開催</li> </ul>				
アルツハイマー病の抗アミロイドβ抗体薬に係る治療・相談支援等機能		<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症の人や家族からの抗アミロイドβ抗体薬に係る治療についての相談対応・支援、地域の医療機関からの相談対応、また、地域の医療機関等と連携し、当該治療の適応外である者への支援等</li> </ul>				
事業の着実な実施に向けた取組の推進		都道府県・指定都市が行う取組への積極的な関与		※基幹型が存在しない場合、地域型・連携型が連携することにより実施		

6 参考：令和6年度 認知症疾患医療センターの相談件数・外来人数

延相談件数

(件)

センター名	本人	家族	地域包括	その他	合計
篠田総合病院	54	310	51	181	596
PFC HOSPITAL	10	52	12	44	118
佐藤病院	236	737	99	463	1,535
日本海総合病院	13	115	14	23	165
国立山形病院	5	13	3	41	62
合計	318	1,227	179	752	2,476

延外来人数

(人)

センター名	男性	女性	合計
篠田総合病院	1,345	2,595	3,940
PFC HOSPITAL	580	915	1,495
佐藤病院	508	1,033	1,541
日本海総合病院	228	311	539
国立山形病院	681	848	1,529
合計	3,342	5,702	9,044

# 第2の柱 取組1 早期診断・早期治療のための医療提供

## 6 参考：令和6年度 認知症疾患医療センターの鑑別診断件数・原因疾患別内訳

### 鑑別診断件数

(人)

センター名	男性			女性			合計		
	非該当	該当	計	非該当	該当	計	非該当	該当	計
篠田総合病院	67	70	137	96	141	237	163	211	374
PFC HOSPITAL	8	16	24	8	25	33	16	41	57
佐藤病院	31	42	73	40	90	130	71	132	203
日本海総合病院	82	47	129	110	81	191	192	128	320
国立山形病院	5	16	21	1	36	37	6	52	58
合計	193	191	384	255	373	628	448	564	1,012

### 原因疾患別内訳

(人)

センター名	AD	VaD	DLB	FTD	その他	合計
篠田総合病院	126	14	9	1	61	211
PFC HOSPITAL	33	3	5	0	0	41
佐藤病院	102	8	1	2	19	132
日本海総合病院	91	6	6	4	21	128
国立山形病院	26	1	2	1	22	52
合計	378	32	23	8	123	564
割合	67.0%	5.7%	4.1%	1.4%	21.8%	100%

AD:アルツハイマー型  
 VaD:脳血管性  
 DLB:レビー小体型  
 FTD:前頭側頭型  
 その他:  
 混同型認知症  
 意味性認知症  
 アルコール性認知症  
 嗜銀顆粒性認知症  
 大脳皮質基底核変性症

31

## 第2の柱 取組1 早期診断・早期治療のための医療提供

### 6 参考：令和6年度 認知症疾患医療センターの医療連携協議会・研修会等の開催状況

センター名	医療連携協議会	研修会等（主なもの）
篠田総合病院	議題：①令和5年度事業報告 ②令和6年度事業計画 ③アルツハイマー病新薬「レカネマブ」について 開催日：R6. 7. 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「認知症の周辺症状（BPSD）と薬物療法」R7. 3. 17開催</li> <li>・若年性認知症の人と家族のつどい「なのはな」月1回（計12回）</li> </ul>
PFC HOSPITAL	議題：①令和5年度事業報告 ②認知症診断の現状について 開催日：R7. 2. 26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「今求められる認知症診療～認知症前段階と軽度認知症への対応～」R7. 3. 28開催</li> </ul>
佐藤病院	議題：①令和5年度事業報告 ②置賜地区認知症医療連携パスについて 開催日：R6. 12. 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「難聴と認知症の関係とヒアリングフレイル予防」R6. 10. 17開催</li> <li>・「くぬぎ'S（認知症）カフェ」R6. 7月～奇数月開催</li> </ul>
日本海総合病院	議題：①令和2年4月～令和7年2月までの実績報告 ②センターの受診方法について ③レカネマブについて 開催日：R7. 3. 18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「暴力を予防・防止するために～CVPPPの技術を用いて～」R7. 2～3月動画配信</li> </ul>
国立山形病院	※篠田総合病院が主催する会議に参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「健康寿命と認知症」R6. 10. 5開催</li> </ul>

### 1 施策の推進方向（計画抜粋）

#### （1）介護従事者の認知症対応力の向上

- 認知症の人への質の高い介護を行う人材を確保するため、認知症への理解のもと本人主体の介護を行い、できる限り認知症症状の進行を遅らせ、行動・心理症状を予防できるよう、体系的な研修の実施を推進する。
- 地域密着型サービス事業所の管理者等に対して適切なサービス提供に関する知識を修得させるための研修を実施することにより、認知症介護の技術向上を図る。
- 研修の講師となる認知症介護指導者の継続的な養成を関係団体と連携しながら推進する。
- 介護保険施設等において日常的に認知症高齢者のケアに携わる看護職員に対し、認知症が人の心理面に与える影響や、認知症の人や家族等に対する具体的な関わり及び支援のあり方等の認知症対応力の向上を図るため、引き続き研修を実施する。

#### （2）介護人材の確保・定着及び生産性の向上

- 「山形県介護職員サポートプログラム」に基づき、多様な人材の確保等、介護職員の育成、確保及び定着対策の充実・強化を図る。

## 2 令和7年度の県の取組状況

### (1) 介護従事者の認知症対応力の向上

- 認知症介護実践者研修の開催（申込延べ321人（受講定員150人）修了人数確認中）
- 認知症介護実践リーダー研修の開催（申込82人（受講定員50人）修了人数確認中）
- 認知症対応型サービス事業開設者研修の開催（修了6人）
- 認知症対応型サービス事業管理者研修の開催（修了38人）
- 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修の開催（修了20人）
- 施設看護職員BPSD研修の開催（修了41人）
- 認知症介護指導者養成研修の受講支援（2人（2人とも修了））
- 認知症介護指導者フォローアップ研修の受講支援（1人（修了））

### (2) 介護人材の確保・定着及び生産性の向上

- 介護職員サポートプログラム推進会議の開催 ※R8.2月開催予定  
（関係機関・団体の介護職員の育成、確保及び定着のための取組みを情報共有）
- 小学生向け仕事体験イベント「キッズタウンやまがた2025」へ介護関連の体験ブースを出展
- 中学生向けに介護の仕事を知ってもらうための冊子を作成、県内の中学2年生全員に配布予定
- 高校生や大学生を主な対象として、介護の魅力を発信するための出前講座を実施
- 介護福祉士修学資金、福祉系高校就学資金、就職支度金の貸付を実施
- 「外国人介護人材支援センター」を設置し、相談支援、巡回相談、事業者向け説明会、介護福祉士試験対策講座を実施
- 「やまがた介護事業者認証評価制度」（R3～）への参加宣言を行った事業者に対し、キャリアパス体制の構築等に関する研修会や個別相談を実施し、認証取得に向けた支援を実施
- 「介護生産性向上総合支援センター」を設置し、相談支援、研修会の開催、伴走支援、機器展示等を実施するとともに、介護テクノロジー（介護ロボット、ICT）の導入経費の一部を支援

### 3 目標指標

評価目標項目	策定時 R5年度	R6年度	直近の実績 R7年度	目標 R11年度
認知症介護指導者養成 研修受講者数(累計)	51人	52人	54人	60人

評価目標項目	策定時 R5年度	直近の実績 R6年度	R7年度	目標 R11年度
認知症介護実践リー ダー研修及び認知症介 護実践者研修受講者数 (累計)	4,792人	4,987人	※集計中	5,850人

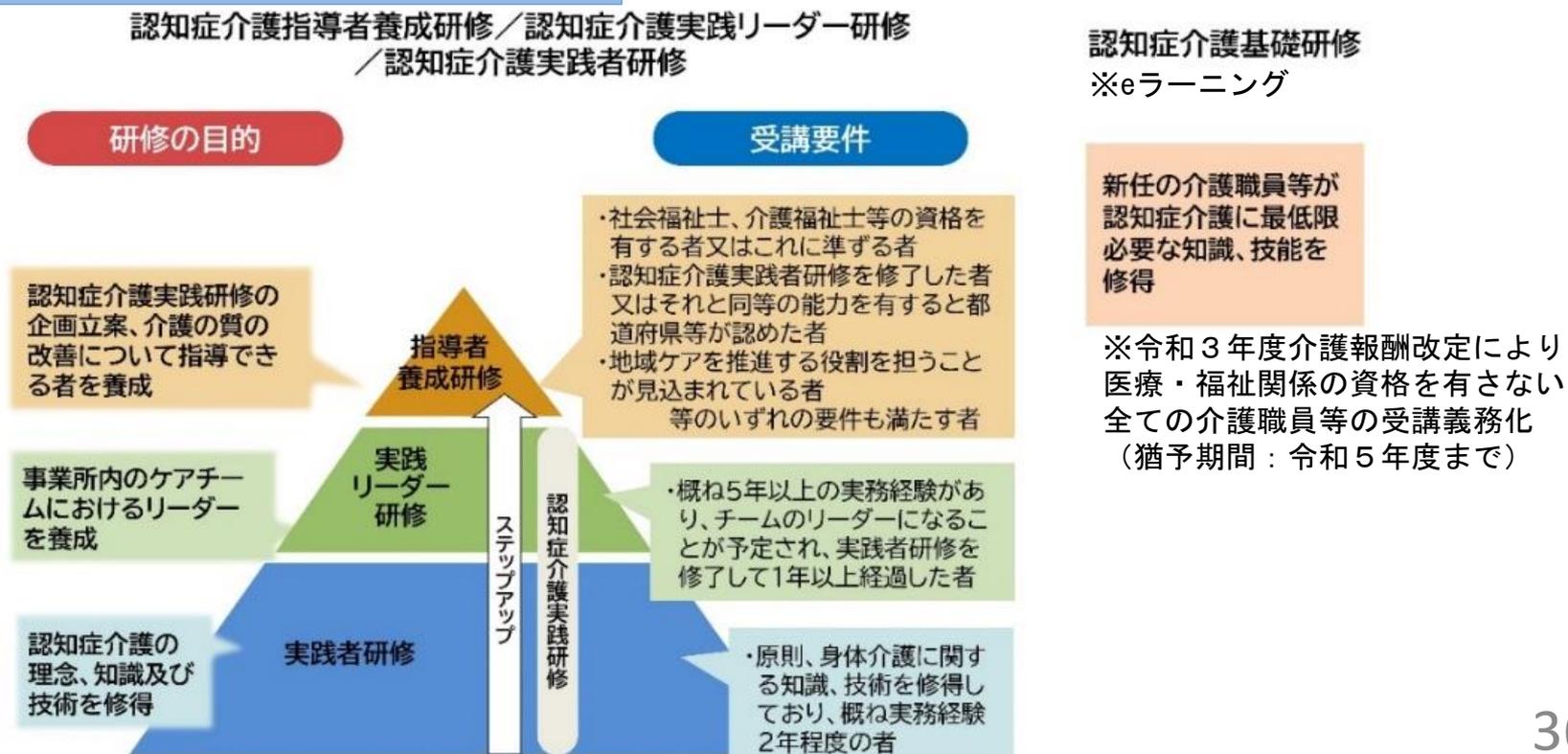
### 4 課題

- 認知症介護実践者等研修における指導者の役割を担う認知症介護指導者を継続して養成する必要がある。
- 認知症介護実践者等研修は介護報酬の加算取得の要件となっていることから、受講を希望する介護職員が増加傾向にあるため、受講体制の強化が必要である。
- 高齢化が進み介護需要が増加する中、継続して介護職員の人材育成及び確保、定着、離職防止を図る必要がある。

## 5 令和8年度の主な取組内容

- 引き続き、各関係機関の協力を得ながら認知症介護指導者の候補者を選考し、養成研修の受講を支援していく。
- 認知症介護実践者等研修を継続して実施するほか、併せて、国の標準カリキュラムの改定に向け、関係機関と連携しながら本県における研修内容について調整・検討を行う。
- 引き続き、関係機関等との連携・協働により、山形県介護職員サポートプログラムに掲げる各種事業を推進する。

## 6 参考：介護従事者等の研修体系



6 参考：山形県介護職員サポートプログラムの概要

◆基本方針

介護職員の人材育成及び確保、定着、離職防止を図るため、「山形県介護職員サポートプログラム」に基づき、県及び関係機関・団体による役割分担及び連携・協働により、介護職員をサポートする事業を総合的かつ一体的に実施し、介護職員が安心して介護業務に従事できる体制を構築する。

◆5つの施策の柱

1 理解促進

- 介護分野における戦略的広報推進事業 など

2 育成・確保

- 介護福祉士養成施設入学者への修学資金貸付
- 離職した介護職員への再就職準備資金貸付
- 高校生や他業種からの参入促進のための資金貸付
- 外国人介護人材受入支援の実施 など

3 定着・離職防止

- 介護人材のすそ野拡大
- 介護職員相談窓口の設置
- 外国人介護人材支援センターの設置 など

4 介護技術・知識向上

- 施設の看護職員向けの認知症関係研修の開催
- 認知症介護実践者研修、従事者基礎研修の開催 など

5 雇用環境の改善

- 介護テクノロジー導入による介護現場支援事業
- 介護職員処遇改善加算取得促進
- 介護事業者認証評価制度
- 介護生産性向上総合支援センターの設置 など

介護職員サポートプログラム推進会議による  
評価・検証

## 1 施策の推進方向（計画抜粋）

### （1）地域包括支援センターの総合的な対応力の向上

- 山形県地域包括ケア総合推進センターにおける研修事業を通じて、ヤングケアラー等の多様な課題を持った本人と家族等へのアセスメント力を強化する。
- 市町村に対し、認知症ケアパスに、基本法の趣旨等を踏まえた更新とあわせ、医療従事者向け認知症対応力向上研修の修了者や認知症疾患医療センター等医療機関の情報を盛り込むよう促す。
- 認知症地域支援推進員の資質向上に向けた研修受講を引き続き支援する。（再掲）
- 認知症初期集中支援チームの資質向上に向けた研修受講を引き続き支援するとともに、役割の検討を踏まえて着実に対応する。
- 若年性認知症支援コーディネーターと認知症地域支援推進員の更なる連携を図る観点から、若年性認知症自立支援ネットワーク会議の開催や各種研修会により、市町村における若年性認知症施策の推進を支援する。（再掲）

### （2）在宅医療・介護連携の推進

- 認知症リハビリテーションを推進するため、関係団体が開催する認知症フォーラムやイベントへの支援や市町村による地域ケア会議の開催を支援する。
- 市町村が医療・介護関係者間の連携を強化し、円滑に在宅医療・介護連携推進事業の取組みを実施できるよう、地域の実情を踏まえた伴走型のきめ細かい支援を行っていくとともに、先進事例の提供等を通じて市町村の取組みを支援する。
- 在宅医療・介護連携拠点の職員の資質向上・情報共有に向けた研修会や意見交換会等を開催し、市町村が設置する在宅医療・介護連携拠点の機能強化を図る。

2 令和7年度の県の取組状況

(1) 地域包括支援センターの総合的な対応力の向上

- 地域包括支援センター職員の資質向上に向けた研修会の開催（認知症初期集中支援チームの活動事例の紹介）
- 認知症地域支援推進員研修の受講支援（10人（なお、修了は県費負担外受講者を含め34人）（再掲））
- 認知症初期集中支援チーム員研修の受講支援（※修了人数確認中）
- 若年性認知症自立支援ネットワーク会議の開催（再掲）

(2) 在宅医療・介護連携の推進

- 市町村が開催する自立支援型地域ケア会議に対して、各専門職団体と助言者を派遣
- 各専門職団体の地域ケア会議に係る研修会の支援（補助金交付）
- 医療・介護関係者、在宅医療・介護連携拠点等の連携強化を図るために、意見交換会等を開催

3 目標指標

評価目標項目	策定時 R5年度	R6年度	直近の実績 R7年度	目標 R11年度
基本法の趣旨を踏まえた認知症ケアパスの更新・周知を行っている市町村数	(令和2年度時点で全市町村で作成)	—	※	全市町村

※現時点で基本法の趣旨を踏まえた更新・周知について厚生労働省の評価指標が定まっていないため、引き続き市町村に対し、基本法の趣旨を踏まえた認知症ケアパスの更新・周知を依頼し、併せて厚生労働省の動向を確認していく。

### 4 課題

- 幅広い分野の関係者と連携して認知症の人とその家族等を支援する地域包括支援センター職員の資質向上を継続して図っていく必要がある。
- 地域の支援機関間の連携づくりを担う認知症地域支援推進員の資質向上を継続して図っていく必要がある。
- 認知症が疑われる人等を訪問し、診断・治療への受診推奨や家族支援等を行う認知症初期集中支援チーム員の資質向上を継続して図っていく必要がある。
- 85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者や認知症高齢者、独居高齢者等の増加が見込まれる中、さらなる医療・介護連携の推進の必要がある。

### 5 令和8年度の主な取組内容

- 引き続き、地域包括支援センター職員の資質向上に向けた研修を実施する。
- 引き続き、認知症地域支援推進員及び認知症初期集中支援チーム員研修の受講を支援していく。
- 市町村と連携して認知症ケアパスの更新について県ホームページ等で情報発信していく。（再掲）
- 引き続き、医療・介護関係者、在宅医療・介護連携拠点等の連携強化を図るために、意見交換会等を開催する。

認知症の人と家族が孤立することなく、必要な社会的支援につながるとともに、多様な社会参加の機会を確保することによって、生きがいや希望をもって暮らすことができるようにするための施策を推進する。

### **取組1 認知症の人の社会参加の推進及び家族等への支援**

- (1) ピアサポート活動の推進
- (2) 認知症の人の社会参加の機会の確保
- (3) 介護に取り組む家族等への支援

### **取組2 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進**

- (1) 地域における生活支援体制の整備
- (2) 買い物・移動支援の推進
- (3) 地域において見守るための体制の整備

### **取組3 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護**

- (1) 意思決定支援の推進
- (2) 高齢者虐待防止の推進
- (3) 消費生活における被害を防止するための啓発

## 1 施策の推進方向（計画抜粋）

### （1）ピアサポート活動の推進

- 認知症相談・交流拠点「さくらんぼカフェ」を拠点に、やまがた認知症カフェ通信の作成、情報交換会、出張交流会等の重層的な取組みを実施することで、県内各地の認知症カフェに対する支援を行う。
- 市町村に配置された認知症地域支援推進員に対し、認知症の人をピアサポート活動につなぐために必要な専門的知識・調整能力・資質向上に資する研修機会の確保に努める。
- 若年性認知症のつどい「なのはな」や当事者団体が開催する「つどい」等ピアサポート活動の推進のため、市町村が作成する認知症ケアパスへの掲載について働きかけを行う。
- 「認知症希望大使」の存在を周知するとともに、認知症の本人と家族等の希望を十分に尊重することを前提に「やまがた共生オレンジ大使」の任命も含めた本人発信を支援するための取組みを推進する。（再掲）

### （2）認知症の人の社会参加の機会の確保

- 認知症の人やその家族等の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みであるチームオレンジの全市町村での早期整備に向けて、チームオレンジの立ち上げや運営支援を行うチームオレンジコーディネーターを育成するための研修会を実施する。
- 立ち上がったチームオレンジの活動に関して、多様な媒体を活用した広報活動による啓発を推進することで、県民の更なる参画を促す。
- 若年性認知症支援コーディネーターを引き続き配置し、ワンストップのきめ細かな相談により、医療・福祉・就労の総合的な支援を行う。

## 1 施策の推進方向（計画抜粋）

### （3）介護に取り組む家族等への支援

- 幅広い分野との連携を組み込んだ地域包括支援センター職員向け研修の実施により、地域包括支援センター職員が地域の関係者と連携しながら、多様な家族介護支援者への取組みを進めることができるよう支援する。
- 認知症の人やその家族等の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みであるチームオレンジの全市町村での早期整備に向けて、チームオレンジの立ち上げや運営支援を行うチームオレンジコーディネーターを育成するための研修会を実施する。（再掲）

## 2 令和7年度の県の取組状況

### （1）ピアサポート活動の推進

- 「さくらんぼカフェ」の出張交流会の開催（再掲）
- やまがた認知症カフェ通信の発行（県ホームページ掲載）（再掲）
- 認知症カフェ運営者の情報交換会の実施（県内4地域）（再掲）
- 認知症地域支援推進員研修の受講支援（10人（なお、修了は県費負担外受講者を含め34人））（再掲）
- 市町村が作成した認知症ケアパスについて県ホームページに掲載（再掲）
- やまがた共生オレンジ大使（認知症希望大使）の任命、活動支援（再掲）

### （2）認知症の人の社会参加の機会の確保

- チームオレンジに関する研修会の開催（村山・庄内）
- 認知症カフェ通信にてチームオレンジの活動紹介
- 市町村におけるチームオレンジの取組に対し、地域支援事業交付金による支援を実施

## 2 令和7年度の県の取組状況

### (3) 介護に取り組む家族等への支援

- 地域包括支援センター職員の資質向上に向けた研修会の開催（再掲）  
（認知症初期集中支援チームの優良事例発表等）
- チームオレンジに関する研修会の開催（村山・庄内）（再掲）

## 3 目標指標

評価目標項目	策定時 R5年度	直近の実績 R6年度	目標 R11年度
チームオレンジの整備	8市町村	14市町村	全市町村

## 4 課題

- ピアサポート活動による本人発信を実施するため、市町村と連携して県内各地の認知症カフェに対する支援を行う必要がある。
- 認知症の人をピアサポート活動につなぐ調整業務等を実施する認知症地域支援推進員の資質向上を継続して図っていく必要がある。
- チームオレンジの整備に関しては、市町村と活動の担い手（認知症サポーター等）の双方にチームオレンジの理解を促進していく必要がある。
- 幅広い分野の関係者と連携して認知症の人とその家族等を支援する地域包括支援センター職員の資質向上を継続して図っていく必要がある。（再掲）

### 5 令和8年度の主な取組内容

- 「さくらんぼ」カフェを拠点に、認知症カフェ通信の作成や、認知症カフェ運営者間の情報交換会及び出張交流会等を引き続き実施する。
- 市町村に対して、当事者団体が開催するピアサポート活動について認知症ケアパスへの掲載を促していく。
- 引き続き、認知症地域支援推進員の研修について受講を支援をする。
- 引き続き、チームオレンジに対する理解を深め、立上げ支援につながるような情報提供及び研修会を実施していく。
- 引き続き、地域包括支援センター職員向けの研修会を実施していく。

## 1 施策の推進方向（計画抜粋）

### （1）地域における生活支援体制

- 全市町村に配置されている生活支援コーディネーターの資質向上を図るとともに、広域でのネットワーク構築のための支援を行う。
- 高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活を送るため、生活支援コーディネーターを中心とした地域資源マップの作成を促すとともに、作成済みの地域資源マップを収集し、県ホームページによる周知を図る。
- 住宅確保が困難な高齢者世帯に対し、公営住宅公募時の優遇や、入居を拒まない賃貸住宅の登録を促進し、情報提供を行う。

### （2）買い物・移動支援

- 運転に不安のある高齢者への自主返納事業の周知と、事業に賛同する事業者の確保を推進する。
- 交通事業者や市町村に対して地域公共交通の維持確保を図るため運行支援を継続するとともに、山形県地域公共交通活性化協議会を通じ、地域の実情に応じたサービスの維持改善に向けた取組みを支援する。
- 路線バス事業者に対して、政府の補助事業と協調した補助を継続し、低床バス車両の導入を促進する。
- 買い物支援ワーキングチームでのノウハウ共有及び相談員による個別具体的な助言等を通じ、買い物困難者への支援の充実を図る。

## 1 施策の推進方向（計画抜粋）

### （3）地域において見守るための体制

- ・ 県民に対し、市町村における見守り事業や、認知症サポーターによる見守り活動事例等の周知を図る。
- ・ 認知症に係る行方不明事案においては、市町村を始めとした関係機関・団体等と連携し、認知症高齢者の特性を踏まえた早期発見に資する取組みを行う。
- ・ 早期発見に向けた警察と市町村とのネットワークに関し、より効果的な情報共有のあり方について、市町村との協議・検討を行う。
- ・ 避難行動要支援者と避難支援等関係者に対して、円滑に安否確認や避難支援ができるよう、避難行動要支援者の支援制度について理解促進を図るとともに、市町村と連携し、地域での話し合いの場を設定することや、新たな支援者の担い手の確保を図る取組みを進め、市町村に対し個別避難計画の策定等を促す。
- ・ 市町村に対し、重層的支援体制整備事業に係る体制構築や具体の運用等について説明する事業研修会を引き続き実施するとともに、複雑化・複合化した支援ニーズに対する対応スキルの強化を図るための研修会を開催する。

## 2 令和7年度の県の取組状況

### （1）地域における生活支援体制

- ・ 生活支援コーディネーターの資質向上に向けた研修会及びフォローアップとして情報交換会を開催（再掲）
- ・ 市町村の地域資源マップについて県ホームページに掲載
- ・ 市町村に生活支援コーディネーターの配置に対し、地域支援事業交付金による支援を実施
- ・ 高齢者や低所得者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない「セーフティネット住宅」の登録を促進（建築住宅課）
- ・ 入居後の見守りや福祉サービスへのつながりを行う「居住サポート住宅」や、県営住宅の入居条件における高齢者世帯の優遇について県ホームページに掲載（建築住宅課）

## 2 令和7年度の県の取組状況

### (2) 買い物・移動支援

- 運転免許証の自主返納者が協賛店のサービスや特典を受けられる「山形県運転免許証自主返納者等サポート事業」を実施（消費生活・地域安全課）
- 交通事業者や市町村が運行する路線バスやデマンド型交通等に対する補助と、地域間幹線系統における低床バス等の導入に関する国庫補助と協調した補助を実施（総合交通政策課）
- 「買い物支援・ワーキングチーム」の開催（県・市町村関係課向けに課題や先進事例等の情報共有）（移住定住・地域活力拡大課）

### (3) 地域において見守るための体制

- 市町村における認知症高齢者見守り事業実施状況について県ホームページに掲載
- 他県からの行方不明高齢者の搜索協力依頼について市町村へメール周知
- 警察において、市町村との間で構築している認知症高齢者の早期発見・保護のためのネットワーク（各自治体で対象者の写真等を事前登録するもの）を活用して行方不明者発見活動を実施
- 災害時要配慮者避難体制構築推進会議を開催（個別避難計画作成の好事例の紹介や、情報共有・意見交換等）（防災危機管理課）
- 重層的支援体制整備事業について、市町村における包括的な支援体制の整備に係る研修会（県・市町村関係課向け）を開催（地域福祉推進課）

## 3 目標指標

評価目標項目	策定時 R5年度	直近の実績 R6年度	目標 R11年度
重層的支援体制整備 事業実施市町村数	1市町村	2市町村	10市町村 (令和9年度時点)

## 4 課題

- 生活支援の担い手を養成や地域資源の開発・ネットワーク構築を行う生活支援コーディネーターの資質向上を継続して図っていく必要がある。
- 景気の変動等の影響により、「山形県運転免許証自主返納者等サポート事業」の協賛事業者の廃業等が進み、今後登録数が減少する可能性があるため、継続して協賛事業者を確保していく必要がある。
- 地域公共交通は高齢者が通院・買い物等の日常生活を行う上で不可欠な移動手段であり、その確保・維持に努めるとともに、利便性と持続可能性の向上に向け、継続的な見直しをする必要がある。また、低床バスは一般のバスに比べて高額であることや、コロナ禍でバス利用者が減少したことから事業者の経営状況が厳しく、導入が進みにくい。
- 地域の商店の廃業や公共交通機関の撤退などにより、特に過疎地域において、買い物困難者が顕在化してきているため、「実際に商品を見て選びたい」、「店の人や地域の人と商品について話をしたい」等の住民ニーズを踏まえ、地域の実情に応じた持続可能な取組を展開する必要がある。
- 警察において、高齢者を発見した際、緊急連絡先に電話しても連絡が取れない場合や、遠方に住んでいることを理由に高齢者の身柄引き受けを拒否されるなど、対応に苦慮する時がある。

## 4 課題（続き）

- 重層的支援体制整備事業の実施に向けては、分野を超えた部局横断の連携体制の検討及び整備が必要となっており、重層的支援体制整備事業を実施しない市町村については、実情に応じた方法での包括的な支援体制の整備を進めていく必要がある。

## 5 令和8年度の主な取組内容

- 引き続き、生活支援コーディネーターの資質向上に向けた研修会及びフォローアップとして情報交換会を実施していく。
- 県内事業者に対して「山形県運転免許証自主返納者等サポート事業」を周知し、賛同する事業者を確保していく。併せて、運転に不安のある高齢者やその家族に対しての支援内容の周知も継続して実施し、自主返納しやすい環境づくりを促進する。（消費生活・地域安全課）
- 交通事業者や市町村に対して地域公共交通の確保維持を図るため運行支援を継続するとともに、山形県地域公共交通活性化協議会を通じ、地域の実情に応じたサービスの維持改善に向けた取組みを支援する。また、低床バス車両の導入促進のため、路線バス事業者に対して、国の補助事業と協調した補助を継続して実施していく。（総合交通政策課）
- 「買い物支援・ワーキングチーム」でのノウハウ共有を通じ、買い物困難者への支援の充実を図る。（移住定住・地域活力拡大課）
- 認知症に係る行方不明事案においては、氏名等が明らかにならないと身元の確認が困難となることから、各警察署において市町村等に対し、着衣・靴への記名、名札等の装着等を周知するほか、早期の発見・保護に資する手段の一つとして、GPS等の位置情報を取得又は記録する機器の活用を周知する。
- 市町村に対し、重層的支援体制整備事業に係る体制構築や具体の運用等について説明する事業研修会を引き続き実施するとともに、重層的支援体制整備事業を実施しない市町村に対しては、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を図るための研修会を開催する。（地域福祉推進課）

## 1 施策の推進方向（計画抜粋）

### （1）意思決定支援の推進

- 基本法の理念等を踏まえた認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援に関するガイドラインに関して、引き続き医療・介護職向けの研修会で周知を図るとともに、本人ミーティングや認知症カフェ等の場を活用した普及活動の推進、市町村が作成する認知症ケアパスにも意思決定支援の内容が盛り込まれるよう取り組む。
- 第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る地域連携ネットワーク整備のための協議会を開催するとともに、中核機関の設置について、関係機関と連携しながら広域連携も含め市町村の取組みを支援する。
- 法人後見実施機関及び市民後見人の養成を進めるとともに、市町村へのアドバイザー派遣制度を活用した取組状況の把握や助言、研修会等の開催により市町村の取組みが進むよう支援する。

### （2）高齢者虐待防止の推進

- 市町村が整備している「高齢者虐待防止ネットワーク」について、その活動がより充実するよう、市町村職員等に対し、先進的な取組み等の紹介や助言を行う。
- 関係機関・団体の連携を推進するため、高齢者・障がい者虐待防止会議の開催、高齢者虐待の状況の公表、相談窓口を記載したパンフレットの作成・配布等を通じて、高齢者虐待防止について県民意識の醸成を図る。
- 虐待事例の速やかな解決を図るため、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職による相談支援体制の確保、市町村職員や養介護施設従事者等の資質向上を図るための研修会の開催等を通じて、市町村等の取組みを支援する。

### （3）消費生活における被害を防止するための啓発

- 市町村の消費者安全確保地域協議会の設置促進及び円滑な運営のための支援を行う。
- 様々な媒体を利用した注意喚起・啓発を行うとともに、消費者の年齢、障がいの有無等消費者の特性に応じた消費者教育を行う。

## 2 令和7年度の県の取組状況

### (1) 意思決定支援の推進

- さくらんぼカフェにて本人ミーティング（認知症本人同士の語り合い）の開催
- 第二期成年後見制度利用促進基本計画における都道府県のKPIに沿った以下の取組を実施
  - ①担い手の育成方針の策定（やまがた長寿安心プランに掲載）
  - ②市民後見人養成研修の開催
  - ③法人後見実施団体養成研修の開催
  - ④市町村長申し立て研修の開催
  - ⑤山形県成年後見制度利用促進会議の開催（都道府県単位の協議会設置）※R8.2.4開催予定
  - ⑥意思決定支援に関する研修会の開催
- 中核機関未整備の市町村に対し、専門職チームを派遣し助言・指導を実施
- 成年後見制度に係る市町村の対応困難事例に対し、専門職チームを派遣し助言・指導を実施

### (2) 高齢者虐待防止の推進

- 高齢者虐待に係る市町村の対応困難事例に対し専門職チームを派遣し助言・指導を実施
- 高齢者・障がい者虐待防止会議の開催 ※R8.1.30開催予定
- 介護施設職員等を対象とした高齢者虐待防止研修会の開催 ※R8.2.12開催予定
- 令和6年度の高齢者虐待の状況について県ホームページに掲載
- 高齢者虐待防止啓発パンフレット（令和7年度版）の作成・関係団体への配布（P55～P56参照）
- 市町村職員等情報交換会（法制度の講義、グループ討議による事例研究等）の開催

2 令和7年度の県の取組状況

(3) 消費生活における被害を防止するための啓発

- 市町村を訪問し、既存の福祉ネットワークを利用した地域協議会の設立など、市町村における消費者安全確保地域協議会設置に係る提案を実施（消費生活・地域安全課）
- SNSや県ホームページへ最近多いトラブルについて注意喚起を実施（消費生活・地域安全課）
- 高齢者向けの出前講座（トラブル事例や対処方法等について説明）を実施（消費生活・地域安全課）

3 目標指標

評価目標項目	策定時 R5年度	直近の実績 R7.4月時点	目標 R11年度
中核機関の設置市町村数	17市町村	31市町村	全市町村

評価目標項目	策定時 R5年度	直近の実績 R7.11月時点	目標 R11年度
消費者安全確保地域協議会設置市町村の県内人口カバー率	30%	36%	50%

### 4 課題

- 意思決定支援など本人を中心とした権利擁護支援を推進する第二期成年後見制度利用促進基本計画において、市町村の取組状況（権利擁護支援の地域連携ネットワークを主導する役割を持つ中核機関の整備等）に差が生じている。
- 後見人について、専門職である弁護士、司法書士及び社会福祉士が成り手となる割合が多く、専門職の負担が増加している。
- 高齢者虐待に係る市町村の対応困難事例に対する専門職チーム派遣の利用実績が少ない。
- 引き続き、消費生活上配慮を要する消費者の被害防止と早期発見のために地域での見守りを充実させるネットワークづくりを進める必要がある。

### 5 令和8年度の主な取組内容

- 市町村の中核機関の整備を推進するため、引き続き国庫補助の活用等について説明を実施していく。
- 後見人の担い手不足への対応として、引き続き法人後見実施団体養成研修及び市民後見人養成研修を実施していく。
- 虐待事例の速やかな解決のために、専門職チームの派遣事業について市町村に周知し、活用を促す。
- 市町村における消費者安全確保地域協議会設置を促進するため、今後も、引き続き市町村への設置支援を行うとともに、協議会活用事例などを情報提供しながら運営支援を行っていく。

6 参考：高齢者虐待防止啓発パンフレット（令和7年度版）※A4二つ折り①

高齢者虐待等に関する相談・通報窓口

- 重大な危険が生じていない場合であっても、「虐待かもしれない」と思ったら、**早めに相談・連絡**してください。
- 守秘義務により、ご連絡をいただいた方のお名前が、周囲に漏れることはありません。**安心してご相談・ご連絡**ください。

村山	最上	器 鷗	庄 内
山形市長寿支援課 ☎023-641-1212	新庄市成人福祉課 ☎0233-29-9117	米沢市高齢福祉課 ☎0238-22-5111	鶴岡地域包括ケア推進課 ☎0235-29-4180
寒河江市健康増進課 ☎0237-85-0875	金山町健康福祉課 ☎0233-29-5613	長井市地域包括支援センター ☎0238-82-8012	酒田市高齢者支援課 ☎0234-26-5755
上山市福祉課 ☎023-672-1111	最上町健康福祉課 ☎0233-43-3117	南陽市福祉課 ☎0238-40-0610	三川町地域包括支援センター ☎0235-35-7031
村山市福祉課 ☎0237-55-2111	舟形町地域包括支援センター ☎0233-32-0690	高島町地域包括支援センター ☎0238-52-4495	庄内町保健福祉課 ☎0234-43-0490
天童市保険給付課 ☎023-654-1111	真田町地域包括支援センター ☎0233-64-1525	川西町地域包括支援センター ☎0238-42-6638	道後町地域包括支援センター ☎0234-71-2130
東根市福祉課 ☎0237-42-1111	大蔵村健康福祉課 ☎0233-75-2104	小国町地域包括支援センター ☎0238-61-1001	
尾花沢市福祉課 ☎0237-22-1111	鮎川町地域包括支援センター ☎0233-55-2111	白鷹町健康福祉課 ☎0238-86-0213	
山辺町保健福祉課 ☎023-667-1107	戸沢町地域包括支援センター ☎0233-32-0661	飯豊町健康福祉課 ☎0238-86-2233	

各市町村の高齢者虐待に関する相談・通報窓口は、山形県ホームページにも掲載しています。

山形県 高齢者虐待 窓口

各種相談窓口

成年後見制度や権利擁護全般に関する相談

山形県社会福祉士会

山形市小白川町 2-3-31 (県総合社会福祉センター内)  
月～金 9:00～16:30 (祝祭日、年末年始除く)

☎ 023-615-6565

【こまかさ活用制度（専門家による相談対応制度）】  
虐待等、対応が難しい事案については、弁護士・司法書士・社会福祉士・精神保健福祉士の専門家より相談が受けられます。市町村からの申請と異なりますので、まずはお近くの市町村までご連絡ください。

人権に関する相談

山形地方税务局とその支局

月～金 8:30～17:15 (祝祭日、年末年始除く)

☎ 0570-003-110

山形県認知症相談・交流拠点

さくらんぼカフェ  
やまがた認知症コールセンター

(公益社団法人認知症の人と家族の会山形県支部)  
山形市小白川町 2-3-30 (精神保健福祉センター2階)  
月～金 12:00～16:00 (祝祭日、年末年始除く)

☎ 023-687-0387

発行：山形県健康福祉部高齢者支援課  
〒990-8570 山形市松波 2-8-1 TEL 023-630-2158

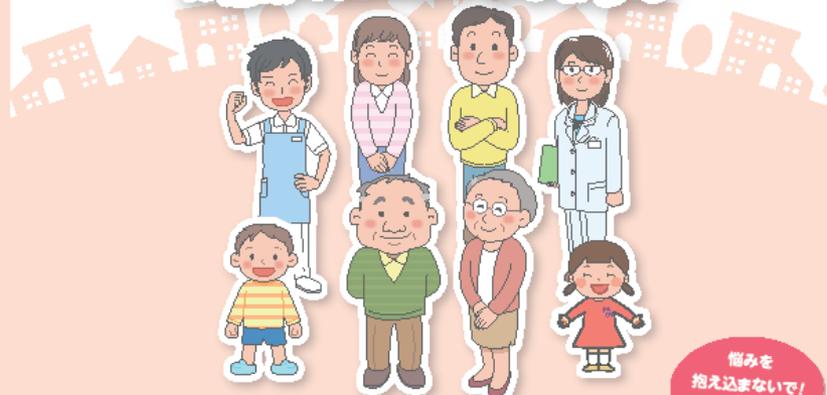
(令和7年10月作成)



高齢者が尊厳を持って安心して暮らせる社会を目指して

みんなで防ごう  
“高齢者虐待”

～地域で支え合いましょう～



悩みを抱え込まないで！  
まずは**相談**を！！

地域全体で高齢者や介護する家族を支え、高齢者虐待を防ぎましょう。

こんな悩みや心配はありませんか？

高齢者の方

- 身の回りのことがうまくできず家族に怒られる
- 自分のお金を介護者が勝手に使う
- 身の回りの世話を誰もしてくれない

介護をしている方

- 頑張って介護をしているのに、うまくいかなくてイライラする
- 介護のため、自分の時間が持てず、疲れがたまっている
- 自分も病気にかかり、一人で介護を行うのが難しくなった

地域の方

- 近所から怒鳴り声やうめき声が聞こえる(急に聞こえなくなった)
- 近所の高齢者や家族(介護者)の様子が最近おかしい  
(中面チェックリスト参照)

山形県/山形県高齢者・障がい者虐待防止会議/山形県人権啓発活動ネットワーク協議会

## 6 参考：高齢者虐待防止啓発パンフレット（令和7年度版）※A4二つ折り②

### こんなことが「高齢者虐待」にあたります

#### 身体的虐待

- 殴る、つねる、蹴る、無理やり食事や口に入れる、やけど・打撲させる
- ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束・抑制をする など



#### 経済的虐待

- 年金や貯金を本人の意思に反して使用する
- 日常生活に必要なお金を渡さない、使わせない
- 自宅等を本人に無断で売る など



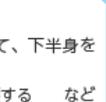
#### 心理的虐待

- 怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- 話しかけているのに意図的に無視する
- 侮辱を込めて、子どものように扱う など



#### 性的虐待

- 排泄の失敗に対する罰として、下半身を裸にして放置する
- わいせつな行為をしたり、強要する など



#### 介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

- 室内にゴミや汚物を放置する
- 食事や水分を与えない
- 必要な医療や介護サービスの利用を制限したり、提供しない
- 入浴をさせない など

※山形県における高齢者虐待の状況は山形県ホームページで公表しています。



山形県ホームページ

虐待にあたる行為であることを知らずに、虐待をしていることがあります。

### なぜ高齢者虐待がおこるのでしょうか？

高齢者虐待には、様々な背景があります。虐待を受けている人だけでなく、**虐待をしている人にも支援が必要な場合**もあります。

#### 虐待者の状況

- 介護疲れ・ストレス
- 病気や障がいがある
- 相談できる人がいない
- 経済的に苦しい
- 介護の知識不足
- 介護保険サービス等に係る知識不足 など

#### 被虐待者(高齢者)の状況

- 身体的に自立して生活できない
- 認知症による言動の混乱がある
- 病気や障がいがある など

#### 地域・社会環境

- 周囲の人が無関心である
- 近所づきあいが少ない
- 一人で介護をしている
- 介護をしている人も高齢である など

#### 人間関係

- 家族の仲が悪い
- 家族間の精神的依存や経済的依存が強い
- 介護に対する考え方が合わない など

### 地域や家庭で考えてみましょう



高齢者虐待はどの家庭にも、だれにでも起こりうる身近な問題です。

私たち一人ひとりが高齢者虐待に対する認識を深め、普段の生活の中で気がついたことや、できることから行動することで、高齢者虐待の防止につながります。

#### 日常的な声かけや見守りを

高齢者とその家族が孤立しないように、地域であたたかく見守り、地域全体で支えましょう。

#### 介護の負担を軽くしましょう

介護をしている人が、長年の介護に疲れていたり、一生懸命なあまり追い詰められたりして、虐待に至るケースもあります。家族間のコミュニケーションを図るとともに、さまざまな医療・介護・福祉サービスを上手に活用し、介護の負担を減らしましょう。

一人で、家族だけで問題を抱えこまないことが大切です。

### 積極的にサービスや制度、相談機関を活用しましょう

#### 主な介護サービス

自宅で介護や家事の支援サービスを受ける**訪問介護**、日帯りで施設での食事や入浴等のサービスを受ける**通所介護(デイサービス)**、施設に短期入所して介護等のサービスを受ける**短期入所(ショートステイ)**などがあります。



#### 成年後見制度

認知症などによって、物事を判断する能力が十分でなくなった人を支援する制度です。預貯金の管理や介護保険サービスの利用手続きなどを、本人に代わって後見人が支援し、権利や財産を守ります。

各市町村や地域包括支援センターなどでは、認知症の症状がある高齢者の介護、健康面や経済的な問題、その他暮らしに関する心配ごとの相談を受け付けていますので、積極的に活用しましょう。



こんなサインを見逃さないで!

### 高齢者虐待の早期発見のためのチェックリスト

あなたの身のまわりに思い当たることがあれば、あなたのお住まいの「市町村」やお近くの「地域包括支援センター」にご相談ください。

#### 高齢者の様子から

- 不自然なけがや傷がある
- 急に怖がる、家族を見るとおびえる
- 無気力、投げやりである
- 栄養失調、脱水症状がみられる
- 悪臭がする、服が汚れている、部屋が汚い
- 介護サービス利用や病院の受診が減った
- 傷やあざの説明のつじつまが合わない、話したがらない
- やせてきている

#### 養護者の様子から

- 介護に疲れている
- 無気力、投げやりである
- 高齢者を怒鳴る、しつこくと言って叩く
- 高齢者の世話に対する不平・不満が多い
- 介護サービスを受けさせない
- 家に人を入れない、高齢者と親戚や友人等を会わせない
- 保健・福祉の担当者と会うのを嫌うようになる
- 留守にしていることが多い

虐待によって生命や身体に重大な危険が生じている高齢者を発見した人は、**速やかに市町村に通報する義務があります。**